

(趣旨)

第1条 この内規は、LED共同研究センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究代表者)

第2条 この内規における「研究代表者」は、LEDなど窒化物半導体関連の研究開発を行う本学の教育職員とする。

② 研究代表者は、センターに置かれた共同研究実験室及び研究室（以下「実験室等」という。）並びに共通に利用できる機器（以下「共通機器」という。）の利用を申請できるものとする。

③ 研究代表者は、実験室等及び共通機器を利用する者（以下「利用者」という。）との安全かつ円滑な研究を進める。

(利用者)

第3条 利用者は次の各号に掲げる者とする。

(1) 共同研究契約等の手続に基づき、センターを利用する企業の研究員等

(2) 研究代表者の研究室に所属する研究者及び学生

(3) 研究代表者の研究技術に基づき、LEDなど窒化物半導体関連の試作品を作製する者

(4) その他LED共同研究センター運営委員会にて利用を認めた者

(利用者の身分)

第4条 前条の利用者は、LED共同研究センター研究員とする。

(利用の許可)

第5条 実験室等及び共通機器の利用を希望する場合、研究代表者が、LED共同研究センター要項（以下「要項」という。）の第5条に定める管理・運営責任者に申し出る。

② 管理・運営責任者は、研究代表者から提出された許可申請書に基づき、要項第13条に定める運営委員会において利用の許可を審議決定する。

③ 研究代表者は、利用の許可を受けた内容を変更する必要がある場合は、管理・運営責任者の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第6条 要項第5条に定める管理・運営責任者は、利用者が利用許可の条件に違反したと認めたとき、又はセンターの管理上支障があると認めたときは、当該利用の許可を取り消し、又は当該利用を中止させることができる。

(登録料)

第7条 利用者は、施設利用登録料、研究員登録料を支払うものとする。

② 前項の登録料の額については、別に定める。

(設備利用料)

第8条 研究代表者又は利用者は、実験室等及び共通機器の設備利用料を負担しなければならない。

② 前項の利用料の額については、別に定める。

(徴収方法)

第9条 第7条の登録料は利用に関する手続後、前条の設備利用料は、原則として利用月の翌月に研究代表者又は利用者に請求するものとする。

(利用期間)

第10条 実験室等及び共通機器を利用できる期間は、1年以内とする。但し、特別の事由があると認めた場合は、1年毎に更新することができるものとする。

② 前項の場合において、研究代表者は、事前に承認された期間を超えて利用を希望するときはセンター長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(成果の報告)

第11条 研究代表者は、利用期間満了時に実験室等において行った実験研究の成果の概要をセンター長に報告しなければならない。

(原状回復)

第12条 研究代表者及び利用者は、実験室等及び共通機器の利用が終了したとき、又は第6条により利用の許可を取り消したときは、実験室等及び共通機器を速やかに原状回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 研究代表者及び利用者は、その責に帰すべき事由により、実験室等及び共通機器を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害賠償は、研究代表者及び利用者の責任により行うものとする。

(守秘義務)

第14条 研究代表者及び利用者は、センター内で知り得た研究情報について、守秘義務を厳守するものとする。

② 前項の守秘義務に違反したと判断される利用者に対しては、センター長が直ちに退去を命ずることができる。また、悪質と見られるような行為があった場合は、告発も行うものとする。

(事務)

第15条 センターの管理に関する事務は、関係部門の協力を得て、学術研究支援センターが分掌する。

(雑則)

第16条 この内規に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この内規は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。